

いよいよ法制化！ パワーハラスメント防止対策の要点

このたび、事業主に対して、パワーハラスメント防止対策の雇用管理上の措置義務が「労働施策総合推進法」に定められました。今回の講座では、法制化の経緯、法律の内容、典型的な裁判例などについて学びます。



新村響子弁護士

<講義内容>

◇パワハラ防止対策の法制化

- ・ パワハラの現状 ・ 法制化の背景・経緯 ・ 法律の内容

◇裁判例の紹介

- ・ 典型的なパワハラに関する裁判例 ・ 最近の裁判例

参加無料

令和元年 **11** 月 **27** 日（水） 15:00～17:00

サニープレイス座間 3階 多目的室

小田急線 相武台前駅・座間駅より徒歩またはバス（詳細は裏面参照）

講師

弁護士 **新村 響子** 氏（旬報法律事務所）

一橋大学法学部卒業、司法修習第58期、2005年弁護士登録

東京弁護士会所属、日本労働弁護団本部事務局次長

著書 『ブラック企業・セクハラ・パワハラ対策』（共著、旬報社、2017年）

対象

人事労務担当者、労働者など、どなたでも

定員

40 名 事前申込制（先着順）

申込方法

電話（下記問合せ先）

ファクシミリ（裏面の申込書）

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/w4v/cnt/f7599/>

かながわ労働センター県央支所

検索

「いよいよ法制化！パワーハラスメント防止対策の要点」

受講申込書



神奈川県かながわ労働センター県央支所 宛

ふりがな 氏名※		連絡先 電話番号※	
住所 (市区町村名のみ)	市 区 町 村	受講者区分 (該当の数字に○印)	1 人事・労務担当者 2 労働者 3 その他
当講座をどちらでお知りになりましたか (○印) 当センターからの案内・市の広報・会社・組合・所属団体・その他 ()			

※必須事項 (必ずご記入ください) ■個人情報本セミナーに関してのみ利用し、目的外には利用しません。

申込は先着順です。定員を超え、参加いただけない場合のみご連絡します。

連絡がない場合はご参加いただけますので、当日直接会場にお越しください。

会場案内：サニープレイス座間 (総合福祉センター)

〒252-0021 座間市緑ヶ丘1丁目2番1号

■小田急小田原線 相武台前駅から徒歩約 15 分
座間駅から徒歩約 20 分

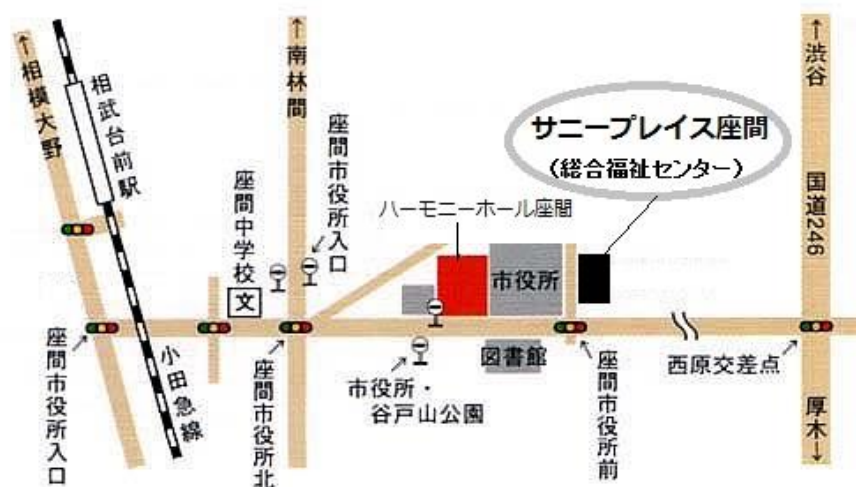
■座間市役所の駐車場利用可(無料)

■バスをご利用の場合

相武台前駅から(神奈川中央交通)

停留所番号1番 系統番号 台04 海10 台12

市役所・谷戸山公園前 又は座間市役所入口で下車



労働情勢や講座などの情報をかながわ労働センターニュース(メルマガ)でお届けします！

検索サイトで

かながわ労働センター メルマガ

検索

